

(平成21年12月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認熊本地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

## 熊本厚生年金 事案 300

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B社が事業承継）における資格取得に係る記録を昭和39年8月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月11日から40年4月1日まで

私は、A社に昭和30年4月から43年4月まで継続して勤めており、その途中において社会保険庁の記録では、C社の記録があるが、同社に勤務したことは無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和30年4月から43年4月に退職するまで、A社において転勤や休職することなく継続して勤務し、Fの業務を担当していたと主張しているところ、社会保険事務所が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者記録では、38年2月1日に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日付けでC社に係る同資格を取得し、その後、39年8月11日に同資格を喪失（C社は、昭和39年8月8日に厚生年金保険適用事業所の名称変更を行い、D社となる。）し、次いで、40年4月1日にA社から厚生年金保険適用事業所の名称変更（昭和39年11月5日）を行ったE社に係る同資格を取得している。

一方、A社及びC社の商業登記簿謄本によると、A社の一部の社員が、昭和37年12月1日にC社を設立していること、及び社会保険事務所が保管する両社の健康保険厚生年金保険の被保険者原票を突合し確認した結果を踏まえると、申立人を含む延べ20人ほどについて、両社において何らかの人事交

流があった可能性がうかがえる。

また、申立期間当時、A社、C社、D社又はE社に勤務していた複数の同僚及び申立人と宿泊付きの出張に同行していた取引先の職員（1人）は、申立人はC社の所在地に勤務地を移動することなく、A社及びE社の所在地においてFなどの業務を担当し、業務内容及び勤務形態に変化は無く、長期の休暇を取ることも無かった旨証言している。

さらに、上記の複数の同僚のうちの2人は、社会保険事務所の記録によると、申立期間の厚生年金保険被保険者記録がA社及びE社において継続していることが確認でき、特に、このうちの1人は、申立人同様、A社及びE社の所在地においてFなどの業務を担当し、両社における従事場所についても申立人と同一であったと証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から継続して控除されていたと考えるのが相当であると認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年7月の社会保険事務所の記録及びE社における40年4月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料を納付する義務を事業主が履行したか否かについては、A社の事業を承継するB社代表取締役は、保険料を給与から控除したものはすべて納付したはず、社会保険庁に納付の記録が無ければ控除していないはずとの旨説明しているところ、当時の事業主は死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録について、申立期間のうち、平成12年10月から15年6月までの期間について32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月1日から17年6月1日まで

A社における社会保険庁の標準報酬月額の記録は、給与明細書に記載された金額と相違している。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、平成12年10月から13年7月までの期間及び同年9月から15年6月までの期間について32万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち平成13年8月については、給与明細書が無い場合保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれも不明であるものの、当該月の前後である同年7月及び同年9月の給与明細書で確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額はいずれも32万円であることから、

これらの保険料額に基づく標準報酬月額と同じ 32 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主と連絡が取れず確認できないものの、給与明細書で確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険庁の記録上の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、実際の報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 11 年 4 月から 12 年 9 月までの期間及び 15 年 7 月から 17 年 4 月までの期間については、申立人の保険料控除額に基づく標準報酬月額が社会保険庁の記録上の標準報酬月額より低額又は同額であることから、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あつせんは行わない。

また、平成 17 年 5 月については、給与明細書が無い場合保険料額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれも不明であるものの、同年 4 月の給与明細書で確認できる保険料額に基づく標準報酬月額は 32 万円であることから、これらの保険料額に基づく標準報酬月額と同じ 32 万円とすることが妥当であり、同月については、保険料控除額に基づく標準報酬月額が社会保険庁の記録上の標準報酬月額より低額であることから、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あつせんは行わない。

## 熊本国民年金 事案 487

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 12 月から 58 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月から 58 年 7 月まで

昭和 47 年 5 月に仕事を辞めた後は、サラリーマンの妻は国民年金については任意加入であったため加入しなかった。しかし、友人から、国民年金保険料を払っておいた方がいいと聞き、50 年 10 月以降はすべて納付していた。申立期間については、雪が降り積もった寒い日に A 区役所で加入手続を行ったことをはっきり覚えており、保険料を納付していたので記録を訂正してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳には、国民年金の「被保険者でなくなった日」欄に「昭和 57 年 4 月 1 日」、次に国民年金の「被保険者となった日」欄に「昭和 61 年 4 月 1 日」と記載されており、その間には申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失に係る記載が無いことから、A 区役所において、申立期間に係る国民年金の任意加入の手続を行ったとする申立人の主張には不自然な点がみられる。

また、社会保険庁のオンライン記録においても、申立人が所持する年金手帳と同様に、昭和 57 年 4 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失した後、61 年 4 月 1 日に再度国民年金の被保険者資格を取得したとされており、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から45年9月まで

母が、「女の子は、結婚して職に就かなくても老後困らないよう年金を掛けてあげるからね。」と言ったのをはっきり覚えている。申立期間については、母が市役所で納付してくれていたのに、未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳は、同手帳の記載及び社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の記録から昭和47年5月1日に払い出されたことが確認でき、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳及び申立人が所持する国民年金保険料領収証から、昭和47年4月から同年6月までの保険料を同年6月27日に納付し、申立期間直後の45年10月から47年3月までの保険料を同年11月29日に過年度納付していることが確認でき、保険料の納付は国民年金手帳記号番号払出日以降に開始されたものと推認されることから、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を市役所で現年度納付していたものとは考え難い上に、過年度納付した同年11月時点で、申立期間は時効により納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人は国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立人の母親から聴取することができないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明であるなど、ほかに保険料を納

付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から52年11月までの期間、57年7月及び同年8月並びに59年2月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年12月から52年11月まで  
② 昭和57年7月及び同年8月  
③ 昭和59年2月から61年3月まで

申立期間①及び②については、昭和49年11月に会社を退職した直後に、町内の回覧を見て、自分の将来のことを考えて、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した。申立期間③についても、国民年金に加入し、保険料を納付しているはずである。申立期間が未加入とされているのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和49年11月に会社を退職後、同年12月に町内の回覧板を見て国民年金に加入することを決めたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、52年12月に国民年金の任意加入被保険者として払い出されたことが確認でき、当該期間は国民年金保険料をさかのぼって納付できない期間であるとともに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②については、申立人が当時居住していたA市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿には、「57.7.31 喪失届出書」と記載され、昭和57年7月22日に国民年金の被保険者資格を喪失していることが記録されており、当該期間は国民年金の未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、申立期間③については、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格喪失後、国民年金への再加入手続や国民年金保険料の納付方法などの記憶が無く、国民年金の加入状

況及び保険料の納付状況が不明であり、57年7月22日に国民年金の被保険者資格を喪失した後、申立人が同資格の再加入手続を行った記録は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立人が保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 熊本厚生年金 事案 302 (事案 173 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 7 月 1 日から同年 9 月 23 日まで

A社に勤務した申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同事業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

なお、第三者委員会に昭和 29 年 4 月 1 日から同年 9 月 23 日までの期間について申立てを行ったが、記録の訂正はできない旨の通知があった。

しかし、当時同居していた姉の証明書を提示するので再度申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人がA社に勤務していたことは申立人の姉の証言により推認できるものの、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 4 月 7 日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たに当時同居していた姉の証明書を提出しているが、当該証明書には、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除を示す記載は見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 3 月 1 日から 6 年 3 月 1 日まで

私の申立期間におけるA社での標準報酬月額は、社会保険庁の記録では17万円又は18万円となっているが、申立期間には30万円相当の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる給与明細書を持っているため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社に係る4月から6月まで、9月及び11月の5か月分の給与明細書（支給年は不明）により、申立人が申立期間の標準報酬月額と主張する30万円に相当する報酬額が確認できる。

しかしながら、上記の給与明細書の厚生年金保険料及び健康保険料の控除額は、申立期間の厚生年金保険料率及び健康保険料率から計算した厚生年金保険料及び健康保険料の控除額と一致せず、申立人に係る社会保険庁の標準報酬月額の記録が30万円となっている平成2年4月から6月までの期間、同年9月及び3年11月の保険料控除額と一致することから、上記の給与明細書は、申立期間に係る給与についてのものではないと推認できる。

また、A社の元経理事務担当者は、「標準報酬月額の届出はその都度きちんと行われていたと思う。私は標準報酬月額以上に厚生年金保険料を控除することはなかった。」と説明しており、同担当者及び申立人の同僚は、自分の給与と社会保険庁の記録には相違がない旨証言している。

さらに、A社は、既に解散しており、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管していないため、申立人の主張している標準報酬月額について確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 熊本厚生年金 事案 304

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 32 年 9 月 1 日まで

昭和 30 年 3 月末に高校を卒業し、同年 4 月 1 日から同級生 4 人と共に A 事業所（現在は、B 社）に就職した。

給与は支給されず、毎月、食費、宿泊費及びたばこが現物支給され、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうか分からない状況ではあるが、従業員として 10 人程度は勤務しており、厚生年金保険の適用事業所だったと思う。

A 事業所に勤務していたことは事実なので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、A 事業所に勤務していたことは、申立人と同時期に就職した同僚 3 人の証言から推認できる。

しかし、A 事業所が法人として登記されたのは、商業登記簿謄本により昭和 35 年 3 月 30 日であることが確認できる上、社会保険事務所の記録により、同社は 43 年 9 月 18 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、A 事業所は、申立期間当時、適用事業所ではない。

また、B 社には、申立期間当時の人事記録等の資料は保管されておらず、当時の給与明細書等の資料も無いため、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除は不明である。

さらに、申立人と同時期に就職した同僚 3 人のうち 2 人は、厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶は無いと証言しており、申立期間の後の昭和 34 年に入社した従業員は、43 年 9 月に適用事業所となるまでは、厚生年金保険の適用は無かったと証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。